

ふるさと財団のご紹介

令和5年1月17日



一般財団法人

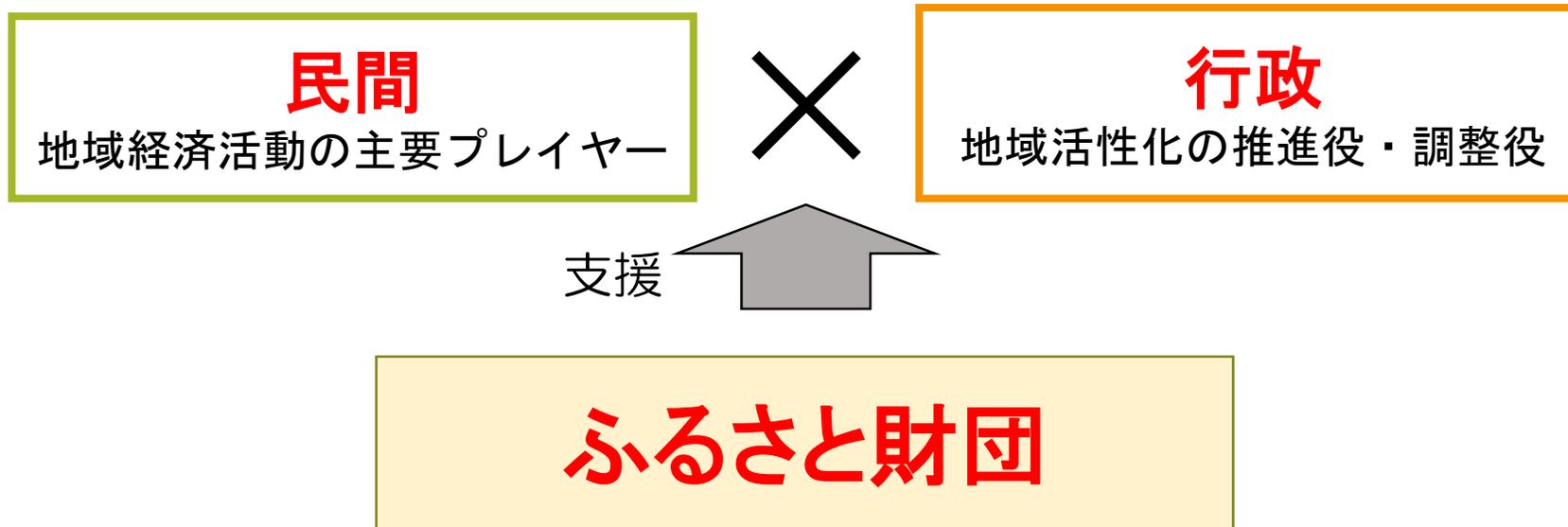
地域総合整備財団〈ふるさと財団〉

Japan Foundation For Regional Vitalization

ふるさと財団とは

ふるさと財団は、民間能力を活用した地域の活性化を支援するため、昭和63年に都道府県及び指定都市のすべてが出捐する財団法人として発足

○人口減少や産業の空洞化等が進行する中、活力と魅力ある地域づくりを進めるには、民間と行政が互いの能力を掛け合わせることで、地に足のついた地域活性に取り組むことが重要



ふるさと融資(H1~R3)	地域再生マネージャー事業
事業数 4,052件	地域づくりの専門家の派遣により、
融資額 約1兆213億円	全国で350事例 の活性化
雇用創出 約17.1万人	

ふるさと財団の主な事業

民間事業者への支援

① ふるさと融資

地域振興に資する民間投資を支援するために**地方公共団体が民間企業等に長期の無利子資金を融資する制度**。(財団は調査や貸付・償還などの**事務支援**)

ふるさと融資の原資として、**地方公共団体は地方債を発行**。
利子の75%は**地方交付税措置**。

② ふるさとものづくり支援事業

地域における投資や雇用の創出を促進するため、**地域資源を活用した新商品開発等**に取組む企業等に対し、市町村を通して**補助金を交付**。

- 補助上限: 200~1,000万円(4タイプ)
- 補助率: 2/3(過疎地域等は9/10)

専門人材を活用した自治体支援

③ 地域再生マネージャー事業

1. 外部専門家短期派遣事業

地域再生に取り組もうとする市区町村に対し、外部専門家を派遣し、**現地調査で地域課題の抽出や課題解決の方向性の提言を行う**。

- 派遣回数: 1市区町村あたり1回
- 派遣費用: 財団が全額負担

2. ふるさと再生事業

観光、移住などの地域の再生に取組む市区町村が、専門的知識や実務的ノウハウを有する**外部専門家を活用する場合の費用の2/3を助成**。

3. まちなか再生事業

まちなか再生に取組む市区町村が、専門的知識や実務的ノウハウを有する**外部専門家を活用する場合の費用の2/3を助成**。

- ※2および3の助成
- 助成額: 700~1,000万円以内
- 2事業の採択件数: 22件程度

公民連携

④ 地域イノベーション連携推進事業

市区町村が民間企業等と公民連携でデジタル技術等を活用して課題解決事業を行う際に、**取組のマネジメントを行う外部専門家に業務を委託する費用の2/3を助成**する。

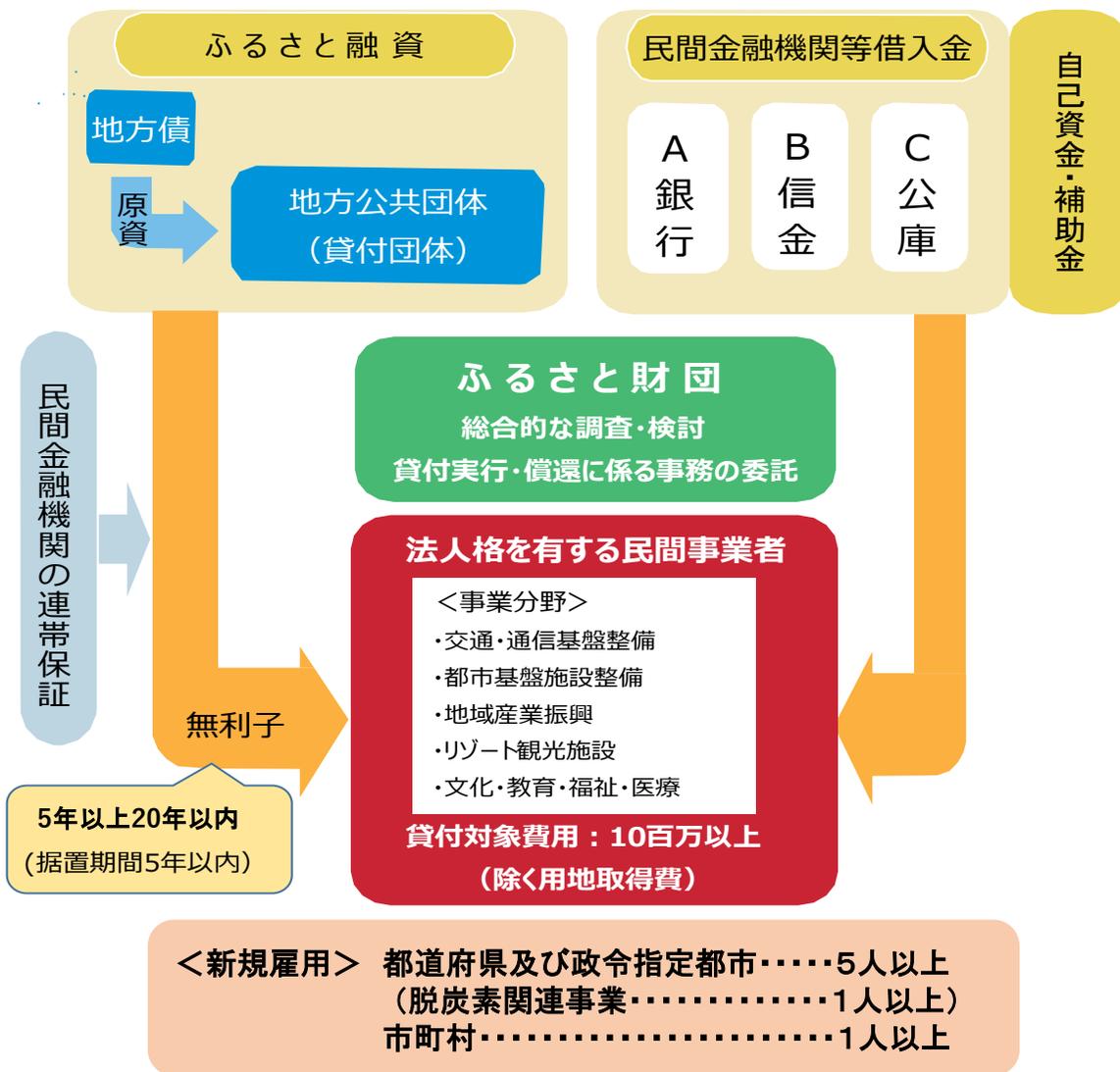
- 助成額: 800万円以内
- 件数: 2件程度

⑤ 公民連携アドバイザー派遣事業

公民連携手法による公共施設等の整備・維持管理等を推進する地方公共団体に対し、**シンクタンク等の専門家、地方公共団体職員又は財団職員を講師として派遣**。

- 派遣回数: 1地方公共団体あたり1日
- 派遣費用: 財団が全額負担

ふるさとと融資概念図



ふるさとと融資の事例



カーフェリー建造事業
(事業地：北海道奥尻町)



木質バイオマス火力発電事業
(事業地：秋田県秋田市)



複合型障がい者施設建設事業
(事業地：愛媛県新居浜市)



オフィス・バスターミナル等
複合施設整備事業
(事業地：鹿児島県鹿児島市)

ふるさと融資要件一覧(融資比率・融資限度額・雇用要件)

(単位:億円)

			通常の地域		過疎地域(みなし過疎地域含む) 離島地域・特別豪雪地帯		定住自立圏 ・ 連携中枢都市圏 ・ 東日本大震災被災地域(*1)	市町村が認定する 「地域脱炭素化 促進事業」 ・ (株)脱炭素化支援機構 が出資等を行う 民間事業
			一般の地域	地域再生計画 認定地域・ 沖縄県の区域	一般の地域	地域再生計画 認定地域・ 沖縄県の区域		
都 指 道 定 府 都 県 市 ・	融資比率		35%		45%		45%(*2)	45%
	融資限度額	通常の施設	42	52.5	54	67.5	67.5(*2)	67.5
		複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2(*2)	101.2
	雇 用		5人(再生可能エネルギー電気事業者は1人)以上					
そ の 他 市 町 村	融資比率		35%		45%		45%	45%
	融資限度額	通常の施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8	16.8
		複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3	25.3
	雇 用		1人以上					

(※1) : 岩手県、宮城県、福島県に限定されます。

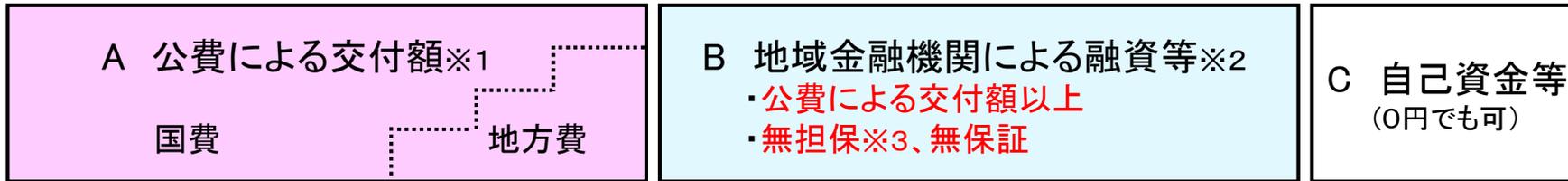
(※2) : 但し、定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引き上げ措置については、都道府県は対象外。

ローカル10000プロジェクトとふるさと融資の連携

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策(デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進)と連動した事業については、重点支援。

事業スキーム

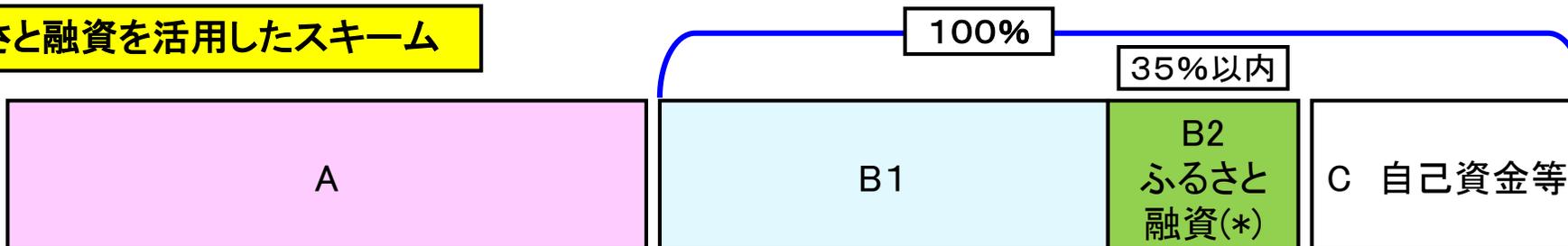
支援対象: 民間事業者等の初期投資費用(施設整備費・機械装置費・備品費等)



- ※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円。
 ※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象。
 ※3 交付金事業による取得財産への担保権設定は除く。



ふるさと融資を活用したスキーム



$A \leq B1 + B2$ (*): 無利子・無担保・民間金融機関による連帯保証。 $B2 \leq B1 + C \times 35\%$

Bの代わりにふるさと融資を利用することが可能に

ふるさと財団の事業に関するお問い合わせは、
融資部企画調整課

03-3263-5586

もしくは

kikaku-ka@furusato-zaidan.or.jp

までお気軽にご相談ください。